

第4回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月12日(火) 午後2時から午後3時16分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(12人)

会	長	14番	前川正人										
委	員	1番	丹野義基	2番	佐畑幸一								
		3番	伊東登	5番	唯野哲夫								
		6番	坂本雄司	7番	後藤義昭								
		8番	三國実加	9番	小島良金								
		10番	佐藤雄一	11番	武島竜太								
		12番	中和田吉彦	13番	目黒正一								

4. 欠席した農業委員(0人)

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	渡部賢治
事務局農地係長	佐々木国秀
事務局主査	大河原康平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

- (1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について
- (2) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (5) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 相馬農業振興地域整備計画の変更案について

議案第7号 令和3年度第7号農用地利用集積計画について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第4回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第4回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
 事務局。

事務局長 それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。9月10日、金曜日、第3回総会終了後、農業振興委員会を開催し、相馬市農業委員会としての、農地等利用最適化推進施策に関する意見書、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、協議を行いました。9月29日、水曜日、第4回総会に係る議案を、郵送配布させていただいております。10月5日、火曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。報告は、以上でございます。

議 長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。6番坂本雄司委員、7番後藤義昭委員、ご兩名を指名いたします。
 次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
 よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。
 次に日程第4、議事に入ります。報告第1号報告事項についてを議題といたします。(1)農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、(2)農地転用許可に係る工事完了報告について、(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(4)農地法第18条第6項の規定による通知書

の受理について、(5) 農地使用貸借合意解約届出について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第1号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は1件の届出を受理いたしました。こちらは、通常、農地に建物を建築する場合には、農業委員会からの農地転用許可を受ける必要がありますが、面積が2アールを超えない農業用施設に限り、届出のみで農業用施設の建設が可能となるものです。届出の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

続いて、(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は、2件の報告がございました。農地転用の許可を受けた事業については、工事の進捗状況の報告を、許可後3ヶ月後、その後は1年ごとの間、工事が完了するまで定期的に農業委員会へ提出することが、許可の条件の一つとされています。報告の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

続いて、(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は1件の届出を受理いたしました。こちらは、相続等により、農地を取得した際には、農業委員会へ届出をしなければならないとされており、また、農地を取得後、耕作者へのあつせんを農業委員会へ希望するかどうかも併せて確認しているものです。今回の届出については、相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあつせんの希望等はございません。

続いて、(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は2件の通知がございました。こちらは、農業経営基盤強化促進法に基づく、利用集積計画による農地の賃貸借の合意解約となっております。

最後に、(5) 農地使用貸借合意解約届出について、今月は1件の届出を受理いたしました。こちらは、農地法第3条における使用貸借権の合意解約となっており、親子間での貸借契約における解約となっております。解約理由につきましては、農地法第5条申請のためとなっております。報告は、以上となります。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」 の声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。10番佐藤雄一委員お願いします。

10番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る10月1日に、推進委員と2人で、被設定人の作業場を訪問し、聞き取り調査を行いました。

また、10月5日は、11番委員、12番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、申請地周辺の農地利用状況調査を行いました。調査の結果を代表してご報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。許可基準第2号、第3号は、議案書に記載のとおり該当ありません。許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。許可基準第6号借入地の転貸、質入れについては、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、問題ありません。最後に、許可基準第7号地域調和要件ではありますが、議案書に記載のとおりであり、今までも借りて耕作していたので、これからも、地域の調和が損なわれるような問題はございません。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。よって許可相当であると判断いたしました。以上です。

議 長 次に、番号2番から番号4番について、担当委員挙手願います。13番目黒正一委員お願いします。

13番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、2番

案件から4番案件についてご報告いたします。

初めに、2番案件についてご報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る10月1日に、地区担当の推進委員とともに、申請人宅を訪問して、聞き取り調査を行いました。申請人は、田んぼに出かけておりましたので、奥さんと話をすることができました。

また、10月5日には、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行いましたので、その結果を、調査員を代表してご報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転(贈与)になります。申請地は、申請人が約20年以上耕作している所で、誰も後継者がいないので、贈与したいとのことでありました。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査、現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号ではありますが、譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号につきましては、議案書に記載のとおり該当ありません。許可基準第5号については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号についてではありますが、譲受人に転貸の事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件ではありますが、議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。

次に、3番、4番案件については、関連がありますので、一括してご報告申し上げます。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る10月5日に、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行い、同日の現地調査終了後、事務局において、申請人へ電話による聞き取り調査を行いましたので、結果をご報告いたします。

申請人である被設定人は、設立して間もない法人であります。農地所有適格法人の要件は、満たしておらず、農地所有適格法人以外の法人の申請になるため、農地法第3条第3項の規定による解除

条件付きの許可申請になります。権利の設定内容は、3年間の賃借権の設定になります。解除条件付きの要件である、農地法第3条第3項第1号から第3号については、添付された書類等により、要件を満たしていることを確認いたしました。

それでは、許可基準について、審査内容を報告いたします。許可基準第1号全部効率利用要件については、添付された営農計画書により、要件を満たしていると判断いたしました。許可基準第2号農地所有適格法人要件及び許可基準第4号農作業常時従事要件については、農地法第3条第3項の解除条件付きの要件を満たしているため、非該当です。次に、許可基準第3号信託契約の有無については、被設定人の権利設定後の経営農地は、50アール以上であり、要件を満たしております。

なお、被設定人には、備考にも記載のとおり、郡山市においても、令和3年9月に解除条件付き賃借による農地法第3条許可を受けており、耕作証明書を添付しております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてであります。被設定人に転貸の事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおり、申請地11筆中10筆が畑で、また、基盤整備区域外の農地であるため、地域の調和が損なわれるような問題はございません。

よって、許可基準第1号から第7号まで非該当であると認められることから、許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3番、4番案件の解除条件付きによる賃借の申請についての補足説明をいたします。事前に委員の皆さまにお配りしております、カラー刷りの、許可の要件、と記載のある資料をご覧いただきたいと思えます。こちらは、農地法の手引きを一部抜粋したものとなっております。こちらを活用してご説明いたします。

本案件の申請人については、立ち上げたばかりの一般法人となっており、農地法第2条第3項で規定されている農地所有適格法人として認定された法人でないと、農地の権利取得が認められて

おりませんでした。しかし、平成21年の農地法改正時において、農地を解除条件付きで賃借する場合に限り、権利取得を行うことが可能となりました。

こちらの解除条件付き賃借については、個人、農地所有適格法人と同様の、基本の許可要件と併せまして、解除条件付きの賃借の要件がございます。具体的には、資料の1ページ目の下段にあります農地法第3条の許可要件早見表の赤枠で囲ってある部分が該当します。資料を1枚めくっていただいて、2ページ目以降が、解除条件付きの詳細な要件の説明となっております。

まず、要件の1つ目、賃借契約書に解除条件が付されていること、とあります。こちらは、農地の賃貸借契約書を譲受人、譲渡人で作成する際、条文の中に農地を適正に利用されていない場合には、賃借契約を解除する旨の条件、いわゆる解除条件が記載されていること、となっております。こちらの要件については、今回、申請人より解除条件付きの条文の記載がある賃貸借契約書の写しを添付書類として提出していただいており、要件を満たしていることを確認しております。

続きまして、資料の3枚目になりますが、要件の2つ目として地域の他の農業者と適切に役割分担し、継続的、安定的に農業経営が行なわれること、となっております。こちらは、地域の話合いの場や共同作業への積極的な参加、農道や水路、ため池等の共同利用施設の取り決めを遵守するかどうか、地域の害獣被害対策に積極的に参加するかどうか、また、機械や労働力を十分に確保し、農業経営を長期的に継続して行う見込みがあるかどうか等が要件となっております。こちら、申請人より提出いただいた申請書及び電話での聞き取り調査の際、地域の取り組みには積極的に参加し、共同利用施設については、地域の取り決めを遵守するという意思の確認をしております。

また、営農計画書と、今後購入する予定の農作業機械のカタログや、機械導入の資金証明として、通帳残高の写しも併せて提出をいただいております。こちらの要件についても、確認ができています。

次に、資料の同じページの下段になりますが、要件の3つ目になります。業務を執行する役員等の1人以上が、法人が行う耕作の事業に常時従事すること、という要件となります。こちらは、実際に耕作を行う者が、法人の役員若しくは農業に関する権限と責任を

一任された者1人以上が、常時従事できる状況にあるか、という要件になります。こちらにつきましても、今回の申請人より、地元住民との雇用契約書を添付いただいております、常に農地を管理できる体制にあることを確認しております。

また、収穫時期など農繁期については、シルバー人材センターの活用や、郡山市にも従業員がおりますので、そちらから手伝いに来る体制をとるということで、確認しております。

また、10月5日の現地調査の中で、委員より、今回権利を設定する農地が原野化、荒廃化しておりまして、従業員だけでは、農地として復旧が難しいのではないかと、という指摘があり、申請人に確認をしたところ、土木業者に農地への復旧、整地を委託するとの回答をいただいております。

また、その他営農を行う中で、地域のトラブル等が発生した際には、地域の区長と連絡がすぐにとれる体制を整えるよう、農業委員会から指導を行っているところでございます。以上、解除条件付き賃借における許可要件についての補足説明でした。

次に、資料の4ページ目、解除条件付き賃借による適正な農地利用を担保するための措置についてご説明します。こちらは、解除条件付きの賃借申請の場合に必要な措置として、解除条件付き賃借を許可しようとする場合、あらかじめ市町村長に対し、通知を行なうものとなっております。通知を受けた市町村長は、通知があった解除条件付き賃借を許可することに対して、農業委員会に意見を述べるができることとなっております。こちらについては、去る9月28日付けで、相馬市長に対し、農業委員会から通知をし、9月30日付けで回答をいただいたところですが、回答の内容については、意見なしとの回答をいただいております。

最後に、農地の利用状況報告についてですが、解除条件付き賃借で農地を借りた者は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、農地等の利用状況の報告書を農業委員会に提出しなければならないとされております。本案件が許可となった際には、賃借契約が継続する限り、報告書の提出を求めてまいりたいと考えております。補足説明は、以上となります。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」 との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定
による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可後の事業計画
変更承認申請についてを議題といたします。事務局より、審査内容
等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承
認申請について、事務局よりご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりで
ございます。当初計画者は、令和3年8月12日付けで、農地法第
5条に基づく転用許可を受けておりますが、今般、議案書記載の理
由により、事業計画の区域を拡大するものであり、議案第3号4番
案件と関連がございます。現地調査におきまして、議案書記載の
(ア)から(ウ)までの事業計画変更の承認要件を確認してまいり
ました。事務局の説明は、以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙
手願います。11番武島竜太委員お願いします。

11番 議案第2号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承
認申請について報告いたします。去る10月5日に、12番委員、
13番委員、地区担当推進委員、事務局とともに現地調査を実施い
たしましたので、担当委員を代表して結果を報告いたします。

この案件は、農業漁業施設拡張用地として、先ほど事務局から説
明がありましたとおり、令和3年8月12日付けで、既に農地法第

5条による転用許可を受けておりましたが、用地を市道に接続させるためには、通路用地として新たに拡張しなければならないことが判明したために、事業計画の区域を拡大する変更申請であります。議案書に記載の（ア）から（ウ）の事業計画変更の承認要件を、現地にて確認しましたところ、3つの要件すべてを満たすものと判断いたしました。

また、地区担当推進委員からも、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、事業計画変更承認申請は、承認相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、承認することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請については、承認することに決せられました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、個人住宅建築用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権

利の移転、設定の内容は、所有権の移転（贈与）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、道路法第24条及び第32条事前協議済みであり、承認見込みとなっております。また、地元水利組合の排水同意書を添付いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅、駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、道路法第32条事前協議済みであり、承認見込みとなっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、使用貸借権の設定（30年間）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無につきましては、併用地として原野があり、申請地と併せて使用貸借予定となっております。また、添付書類として、地元水利組合の排水同意書を添付いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして4番案件です。こちらは、先ほど議決をいただきました、議案第2号1番案件と関連がある内容でございます。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、農業漁業施設拡張用地として通路用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から8ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、使用貸借権の設定（30年間）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無につきましては、併用地がありますが、申請人同士は親子関係であり、同意済みでございます。添付書類として、そうま土地改良区の意見書を提出いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして5番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載の

とおりでございます。権利の取得者が、歯科医院従業員用露天駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。申請地は、都市計画法に基づく第2種中高層住居専用地域に指定されております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりでございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

最後6番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転（贈与）になります。申請地は、都市計画法に基づく、第1種中高層住居専用地域に指定されております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりでございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。案件1番から3番について、担当委員挙手願います。11番武島竜太委員願います。

11番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、去る10月5日に、12番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を実施いたしましたので、調査結果を報告いたします。1番案件から3番案件までを続けて報告します。

初めに、1番案件について。申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。祖父から孫への住宅建築用地の所有権の移転（贈与）になります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林、宅地等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地であることを現地調査で確認し、第2種農地のその他の農地と判断しました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、妥当と判断いたしました。よって、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたし

ました。

続いて、2番案件について報告します。申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。自己住宅及び駐車場用地のための、所有権の移転（売買）です。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途区域外にある、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地であります。しかし、この案件につきましては、不許可の例外事業の集落接続事業に該当いたします。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、代替地の検討結果もあり、妥当と判断しました。よって、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、3番案件について報告します。申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。娘夫婦の自己住宅用地で、30年の使用貸借権の設定になります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途区域外にある、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地であります。しかし、この案件も不許可の例外事業の集落接続事業に該当いたします。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、代替地の検討結果もあり、妥当と判断しました。よって、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上、報告を終わります。

議 長 次に、案件4番から6番について、担当委員举手願います。12番中和田吉彦委員願います。

12番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、私からは4番、5番、6番案件について報告いたします。3案件とも、申請人、申請地等については、議案書記載のとおりでございます。

去る10月5日、11番、13番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、結果をご報告いたします。

まず、4番案件でございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地であります。しかし、この案件につきましては、不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、既存施設の通路を拡張する計画であり、申請地以外の事業の実施は困難であるため、妥当と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、5番案件になります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途地域内の第2種中高層住居専用地域内にある農地でありますので、第3種農地のため、立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は、該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

最後に、6番案件について報告いたします。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途地域内の第1種中高層住居専用地域内にある農地でありますので、第3種農地のため、立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は、該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上、報告いたします。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定
による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号現況確認証明申請についてを議題といたしま
す。調査担当委員より調査の報告を願います。番号1番から番号5
番について、担当委員挙手願います。13番目黒正一委員お願いし
ます。

13番 議案第4号現況確認証明申請について、番号1番から番号5番
までご報告いたします。去る10月5日に、11番委員、12番委
員、事務局2人とともに申請地の現況を現地調査により確認して
まいりました。結果を代表してご報告いたします。

番号1番について、申請地目は原野であります。手を加えれ
ば、農地に復元可能と判断し、農地と判断いたしました。

番号2番、番号3番は、申請地目のとおり原野と判断いたしまし
た。

番号4番は、申請地目は原野とありますが、現況は山林化してお
り、山林と判断しました。

番号5番は、申請地目のとおり、山林と判断しました。

以上でございます。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、番号1を除き、委員報告のとおり、証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号現況確認証明申請については、番号1番を除き、委員報告のとおり、証明することに決せられました。

次に、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号8番までの8件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審議いただくにあたり、非農地判断の基本的な流れについてご説明いたします。お手元に配布しております、右上に参考資料と赤字で書かれた資料の裏面をご覧ください。

こちらは、農林水産省通知における非農地判断手続きの流れを図解で示したものになります。毎年、農業委員会で実施している農

地の利用状況調査にて、農地としての復旧が困難及び耕作が難しい農地、いわゆるB分類農地として判断された農地について、所有者に対し、非農地判断を行う旨の事前通知を行っています。その後、農業委員会で対象地の現地調査を行い、総会にて「農地」に該当するか否かの判断について議決をしていただきます。総会で「非農地」と判断された土地につきましては、土地所有者に対して「非農地通知書」を交付するとともに、法務局へ「非農地通知一覧表」を送付することとされています。「農地」と判断された土地については、特に所有者への通知は行わず、引き続き、農地として適切な管理をお願いしてまいります。以上が、非農地判断における手続きの流れになります。

資料の表面につきましては、先日の現地調査における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しています。この後の調査担当委員からの報告と併せて、参照していただければと思います。事務局からの説明は、以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告をお願いします。担当委員挙手
願います。13番目黒正一委員をお願いします。

13番 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る10月5日に、11番委員、12番委員、事務局2人とともに、農地の現況を現地調査により確認してまいりましたので、調査委員を代表してご報告いたします。

番号1番から8番まで、すべて非農地で、番号1番、2番については、原野と判断いたしました。番号3番から8番までについては、山林と判断いたしました。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり「非農地」と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり、非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第6号相馬農業振興地域整備計画の変更案についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。13番目黒正一委員お願いします。

13番 議案第6号相馬農業振興地域整備計画の変更案について、去る10月5日に、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行いましたので、担当委員を代表して結果をご報告いたします。

1番案件について、農用区域変更の要件である、議案書記載の(1)から(3)の要件の内容に基づいて確認いたしました。(1)について、代替地の検討結果からも、事業計画であるカントリーエレベーター等の農業用施設を、他の場所で実施する事は困難と判断いたしました。(2)、(3)について、農地転用に伴い、周辺農地の作業効率や利用集積に影響はないと判断いたしました。

しかしながら、(1)については、代替地の検討結果から、他の場所で実施することは困難と判断したものの、現地調査等において、事業計画区域の西側が小学校に隣接するため、代替地の検討については、周辺に影響の少ない土地で事業実施が可能かどうかを、改めて検討する必要があると判断いたしました。

以上から、相馬農業振興地域整備計画の変更案については、改めて代替地の検討をすることを求める意見を付したうえで、同意することが妥当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 事務局より補足説明させていただきます。農業振興地域整備計画の変更要件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2

項第1号から第5号に規定されております。今回の内容は、備考にも記載のとおり、農用地区域からの除外ではなく、用途区分の変更、田から農業用施設への軽微な変更になります。議案書19ページの下、※印に記載のとおり、通常、軽微な変更の場合、相馬市から農業委員会に対し、意見を求められることはありませんが、今回、面積が1ヘクタール、1万平米を超えておりますので、こういった場合につきましては、農用地区域からの除外の要件である農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の規定を準用いたします。

お配りしております、参考資料に、農業振興地域の整備に関する法律第13条の部分を抜粋してございます。このうち、農業委員会が確認する要件が第1号から第3号まで、グレーで着色された部分となります。

現在、市農林水産課では、相馬農業振興地域整備計画の変更案について、農業委員会を含め、土地改良区、JAの3団体に諮問しております。3団体から意見聴取後、その意見を踏まえ、市農林水産課と福島県が事前協議及び本協議をし、要件を満たしている場合には、農用地区域の用途区分の変更がなされます。

今後、農用地区域の用途区分の変更がされた場合には、農地法第5条の農地転用許可申請書が提出される予定となっております。要件、今後の事務手続きの説明は、以上になります。

なお、議案の補足をさせていただきますと、先ほど担当委員から、改めて代替地の検討をすることを求める意見を付したうえで、同意する、との報告がありましたが、参考資料の裏面に、事業計画地を記載した航空写真を添付しておりますので、併せてご確認をいただければと思います。事務局からの補足説明は、以上になります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

9 番 小学校があることによって、場所が変わる可能性があるかと理解してよろしいのですか。

議 長 事務局。

事務局 場所が変わる可能性というよりは、農業委員会として、現地調査

を行った中で、代替地の検討はしているものの、図面をご覧いただいたとおり、学校に隣接しておりますので、本当にここじゃなくてはいけないのか、という部分については、検討を要するという意見を付したうえで、同意をします。当然、カントリーエレベーターにつきましても、農業をするために必要な施設でありますので、ただ、場所については、学校が隣にある場所じゃない、道路挟んで東側とか、本当にそこでできないのか、ということについては、現地調査において、再度議論する必要があるのではないかと、という意見が出ましたので、そういった意見を付したうえで、同意という形になりました。

議 長 ここで、暫時休議いたします。

 (休 議)

 (再 開)

議 長 再開いたします。他にございませんか。

 (「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

 (「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、意見を付して同意することにご異議ありませんか。

 (「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号相馬農業振興地域整備計画の変更案については、意見を付して同意することに決せられました。

 次に、議案第7号令和3年度第7号農用地利用集積計画につい

てを議題といたします。議案第7号について、10番佐藤雄一委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから、10番佐藤雄一委員は、暫時の間、退場願います。

(10番佐藤雄一委員 退場)

議 長 事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号令和3年度第7号農用地利用集積計画について、番号1番について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人につきましては、議案書に記載のとおりでございます、新規の利用権設定になります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件、集積計画が市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受ける者が、すべて効率的に利用して耕作を行うと認められるか、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるか等の要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号令和3年度第7号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。
10番佐藤雄一委員の入場を認めます。

(10番佐藤雄一委員 入場)

議 長 10番佐藤雄一委員にご報告いたします。議案第7号令和3年度第7号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定したことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。

以上をもちまして、第4回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 6番 坂本 雄司

議事録署名委員 7番 後藤 義昭